

令和4年度 高齢者肺炎球菌ワクチン接種について

予防接種を受ける前に高齢者肺炎球菌予防接種の効果や副反応等をよく理解し、医師とよく相談した上で接種をお決めください。

○高齢者肺炎球菌感染症とは

肺炎球菌という細菌の感染によって引き起こされる病気で、特に高齢者が感染すると重症化するとされています。

○予防接種の効果は

本予防接種は、「23価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチン」と言われる23種類のワクチンを含有しているものを使用しています。これにより、数ある莢膜型肺炎球菌の7～8割に対応できるとされており、接種により、重症化予防や死亡リスクの軽減が期待できます。健康な方では、少なくとも接種後5年は効果が持続するとされ、インフルエンザワクチンのように毎年接種する必要はありません。

○副反応について

注射部位の腫れや痛み、ときに軽微な発熱がみられることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではなく1～2日で消失します。また、接種期間が短いと副反応が強く出やすいと言われておりますので、2回目の肺炎球菌ワクチン予防接種（23価肺炎球菌ワクチン）を受ける場合は、5年以上間隔をあけて接種するようにご注意ください。

○助成を受ける対象者と自己負担金

対象者は、丸森町民で65歳以上の5歳刻みの年齢の方（詳しくは裏面の表をご覧ください）、または60歳から65歳未満で心臓・腎臓・呼吸器の障害やヒト免疫不全ウイルスによる障害（障害者手帳1級程度）に該当する方で、今までに肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない方に限ります。

☆詳しい内容は下表及び裏面の令和4年度高齢者肺炎球菌予防接種の対象者をご覧ください。

種別	概要	実施医療機関	自己負担金
定期接種	予防接種法に基づく予防接種です。	県内の医療機関	5,100円

接種料金8,500円のうち、3,400円を町が助成します。

※生活保護受給者の方は「生活保護受給証明書」の提示で無料になります。

裏面も必ずお読みください

○令和4年度高齢者肺炎球菌予防接種の対象者

定期予防接種の対象者

・令和4年度の対象者は、下記①②に該当する方です。
(過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種している方は除く)

① 令和4年度中(令和4年4月1日～令和5年3月31日まで)に下記年齢に該当する方

65歳(昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生まれ)

70歳(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれ)

75歳(昭和22年4月2日～昭和23年4月1日生まれ)

80歳(昭和17年4月2日～昭和18年4月1日生まれ)

85歳(昭和12年4月2日～昭和13年4月1日生まれ)

90歳(昭和7年4月2日～昭和8年4月1日生まれ)

95歳(昭和2年4月2日～昭和3年4月1日生まれ)

100歳(大正11年4月2日～大正12年4月1日生まれ)

② 接種日に60歳～65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能に障害がある方またはヒト免疫不全ウイルスによる障害がある方(障害者手帳1級程度)

***** 予防接種の受け方 *****

《予防接種を受ける前に》

◇説明書をよく読み、対象者であることを確認してください。

◇医療機関へ直接予約してください。(宮城県内の医療機関に限る。)

《医療機関では》

◇対象者であることを確認しますので、健康保険証や運転免許証などをご提示ください。

◇医師の診察後、接種となります。

◇接種後、自己負担金5,100円を医療機関窓口にてお支払いください。

◇医療機関から交付される予防接種済証は紛失しないように保管してください。

《予防接種を受けたあとの注意》

◇入浴は問題ありませんが、接種部位をこすらないでください。

◇接種当日はいつもどおりの生活をして問題ありませんが、激しい運動や大量の飲酒は避けましょう。

◇予防接種を受けた後30分間は急な副反応が起こることがありますので、できるだけ医療機関で体調の変化がないか確認してください。

◇注射部位が赤くなる・腫れ・痛み、ときに軽い発熱や筋肉痛、頭痛等がみられることがありますが、日常生活に差し支えるほどのものではなく通常1日～2日で消失します。

ただし、発熱が続く・腫れや痛みが著しい場合は、速やかに医師の診察を受けてください。

問合せ先： 保健福祉課保健予防班

TEL 72-3019